

(案)

資料93-1-3

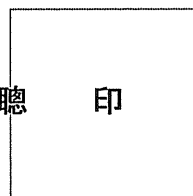
情通審第 号

平成25年1月25日

総務大臣
新藤義孝 殿

情報通信審議会

会長 西田厚 聡 印



答 申 書

平成18年9月28日付け諮問第2023号「放送システムに関する技術的条件」をもって諮問された事案のうち、「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち、「1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の技術的条件」について、審議の結果、別添のとおり答申する。

諮問第2023号

「放送システムに関する技術的条件」

のうち

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」

のうち

「1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の技術的条件」

諮問第2023号「放送システムに関する技術的条件」のうち、「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」についての一部答申

放送事業用無線局の高度化のための技術的条件のうち、1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の技術的条件については、以下のとおりとすることが適当である。

1 適用範囲

この技術的条件は、1.2GHz帯（1240MHz～1300MHz）及び2.3GHz帯（2330MHz～2370MHz）を使用する放送事業用無線局（FPU）に適用する。

2 一般的条件

（1）無線周波数帯

1240-1300MHz 及び 2330-2370MHz とする。

（2）通信方式

単向通信方式とする。

（3）多重化方式

直交周波数分割多重(OFDM)方式とする。

（4）キャリア変調方式

ア 固定中継用

32値直交振幅変調（32QAM）方式とする。ただし、伝搬路の状態によっては16値直交振幅変調（16QAM）方式、4相位相変調（QPSK）方式、2相位相変調（BPSK）方式も可能とする。また、送信出力の上限を超えない範囲で64値直交振幅変調（64QAM）方式も使用可能とする。

イ 移動中継用

16値直交振幅変調（16QAM）方式とする。ただし、伝搬路の状態によっては、4相位相変調（QPSK）方式、2相位相変調（BPSK）方式も可能とする。また、送信出力の上限を超えない範囲で32値直交振幅変調（32QAM）方式、64値直交振幅変調（64QAM）方式も使用可能とする。

（5）空中線電力

最大空中線電力は、表1のとおりとする。

表1 最大空中線電力

	フルモード	ハーフモード
1.2GHz 帯	25W	12.5W
2.3GHz 帯	40W	20W

(6) 偏波

垂直偏波、水平偏波又は円偏波とする。

3 無線設備の技術的条件

(1) 周波数の許容偏差

7×10^{-6} 以下とする。

(2) 占有周波数帯幅の許容値

占有周波数帯幅の許容値は、表2のとおりとする。

表2 占有周波数帯幅

フルモード	17.5MHz 以下
ハーフモード	8.5MHz 以下

(3) 電波の型式

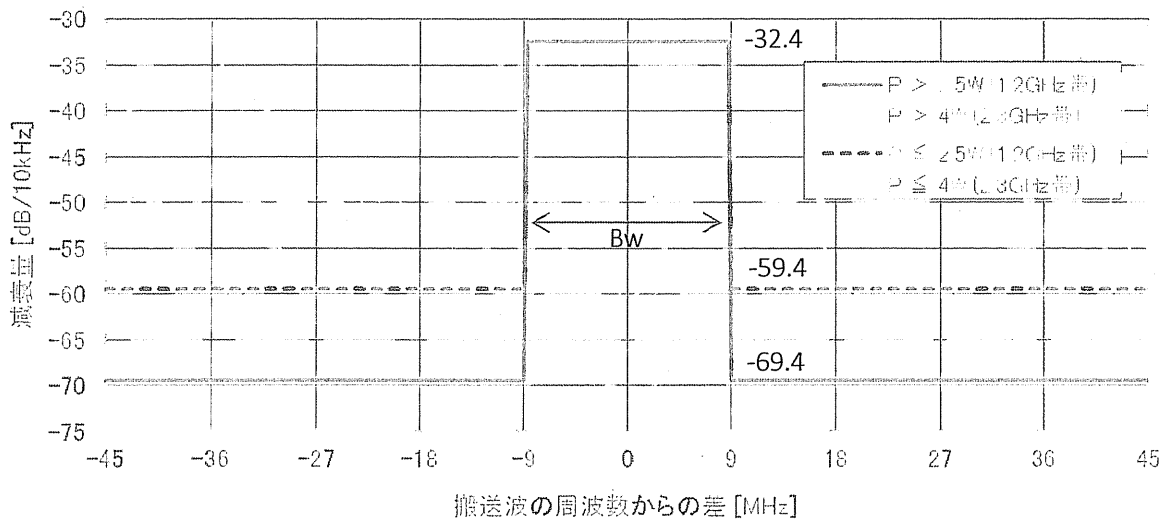
X7W とする。

(4) 空中線電力の許容偏差

上限 50%、下限 50%とする。

(5) 送信スペクトルマスク

送信電力のスペクトル特性は、図1又は図2に示す値を超えないものとする。またそれぞれのブレイクポイントは、表3又は表4のとおりとする。

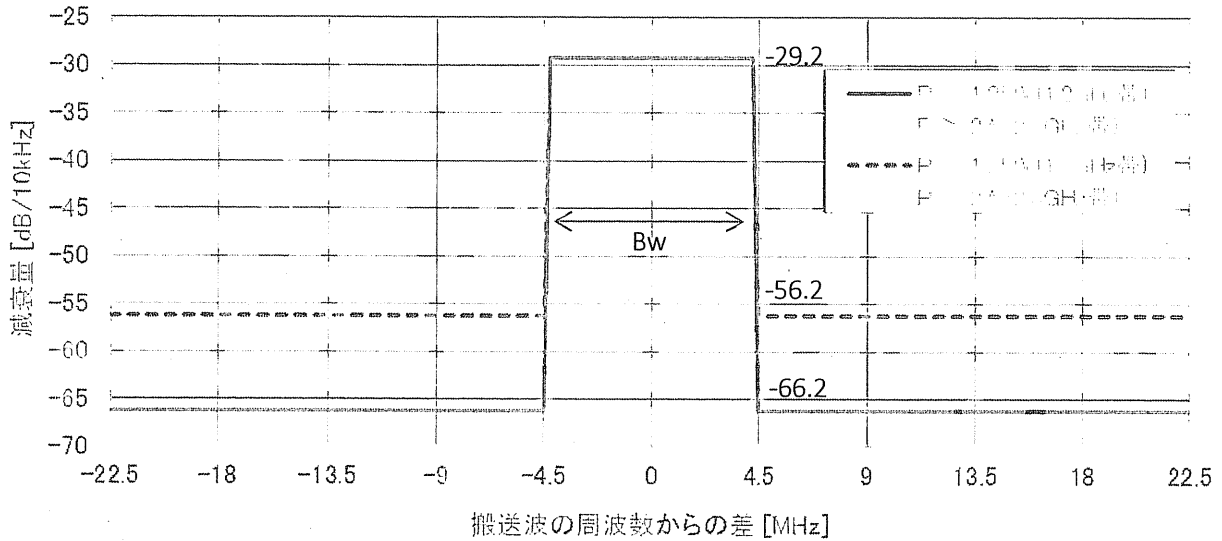


※縦軸は、送信信号の平均電力を 0dB としたときの、無線周波数の搬送波周波数からの差に応じた周波数分解能帯域幅 10kHz の際の減衰量を表す。

図1 送信スペクトルマスク（フルモード）

表3 送信スペクトルマスクのブレークポイント（フルモード）

周波数帯	搬送波の周波数からの差 [MHz]	平均電力 P からの減衰量 [dB/10kHz]	
		P=2.5W を超える場合	P=2.5W 以下の場合
1.2GHz 帯			
	±8.75	-32.4	-32.4
	±9	-69.4	-59.4
2.3GHz 帯			
	±8.75	-32.4	-32.4
	±9	-69.4	-59.4



※縦軸は、送信信号の平均電力を0dBとしたときの、無線周波数の搬送波周波数からの差に応じた周波数分解能帯域幅10kHzの際の減衰量を表す。

図2 送信スペクトルマスク（ハーフモード）

表4 送信スペクトルマスクのブレイクポイント（ハーフモード）

周波数帯	搬送波の周波数からの差 [MHz]	平均電力 P からの減衰量 [dB/10kHz]	
		P=1.25W を超える場合	P=1.25W 以下の場合
1.2GHz 帯	±4.25	-29.2	-29.2
	±4.5	-66.2	-56.2
2.3GHz 帯	±4.25	-29.2	-29.2
	±4.5	-66.2	-56.2

(6) スプリアス発射及び不要発射の強度の許容値

表5のとおりとする。

表5 スプリアス発射及び不要発射の強度の許容値

帯域外領域における スプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における 不要発射の強度の許容値
100mW 以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 50dB 低い値	50μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 70dB 低い値

4 測定法

測定法は、以下のとおりとする。

(1) 周波数の許容偏差

送信機から無変調搬送波を出力し周波数計を用いて送信周波数を測定する。ただし、無変調にできない場合は、変調状態とし、波形解析器等を用いて測定することができる。

(2) 占有周波数帯幅の許容値

送信機で変調信号を出力したときに得られるスペクトル分布の全電力を、スペクトルアナライザ等を用いて測定し、スペクトル分布の上限及び下限部分における電力の和が、それぞれ全電力の0.5%となる周波数幅を測定する。

(3) スプリアス発射の強度の許容値及び不要発射の強度の許容値

ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

送信機から無変調搬送波を出力した状態で、送信出力を最大に設定し、スペクトルアナライザを用いて平均電力を測定する。

イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

送信機から変調信号を出力した状態で、送信出力を最大に設定し、スペクトルアナライザを用いて平均電力を測定する。なお、スペクトルアナライザの分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参照帯域幅以下に設定すること。分解能帯域幅を狭くして測定した場合、不要発射の強度は、分解能帯域幅ごとの測定結果を参照帯域幅にわたり積分した値とする。

(4) 空中線電力の許容偏差

送信機から変調信号を出力した状態で送信出力を最大に設定し、高周波電力計を用いて平均電力を測定する。

(5) スペクトルマスク

送信機から変調信号を出力した状態で、送信出力を最大に設定し、スペクトルアナライザを用いて測定する。なお、スペクトルアナライザの分解能帯域幅は、10kHzとする。

